

市第 175 号議案

横浜市行政手続条例の一部改正

横浜市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 行政指導（第30条—第37条）」を

「第 4 章 行政指導（第30条—第37条）」を

第 4 章の 2 処分等の求め（第37条の 2）」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める。

第19条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

第34条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（以下「法律等」という。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を執ることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を執らなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第37条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（横浜市市税条例の一部改正）

2 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次

のように改正する。

第19条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

#### 提 案 理 由

行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等を求める手続及び法令違反の是正のための処分又は行政指導を求める手続を定める等のため、横浜市行政手続条例の一部を改正したいので提案する。



(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

$\frac{3}{2}$  行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項  
前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

$\frac{4}{3}$  (本文省略)

(行政指導の中止等の求め)

第 35 条の 2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導  
(その根拠となる規定が法律又は条例(以下「法律等」という  
。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が  
当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該  
行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指  
導の中止その他必要な措置を執ることを求めることができる。た  
だし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述の  
ための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を  
提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を執らなければならない。

第 4 章の 2 処分等の求め

- 第 37 条の 2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該市長等又は市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（横浜市行政手続条例の適用除外）

第 19 条 （第 1 項省略）

- 2 横浜市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は~~第 34 条第 4 項~~  
~~第 34 条第 3 項~~に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 8 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例~~第 34 条第 3 項~~  
~~第 34 条第 2 項~~及び第 35 条の規定は、適用しない。